平成３０年７月１１日　　号外

岡山県公報

発行　岡山県

目次

【告示】
○特定計量器定期検査の中止　産業企画課

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百一号

平成三十年五月二十九日付け公布岡山県告示第三百十一号（特定計量器定期検査）において実施することとした計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査のうち、次の定期検査の実施を中止する。

平成三十年七月十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

中止する定期検査

区域	場所	期日
総社市	総社市役所昭和公民館	平成三十年七月十二日　一〇：三〇～一二：〇〇
	総社市役所北出張所	〃　一三：三〇～一五：〇〇
	総社市西公民館	〃　十三日　一〇：三〇～一二：〇〇
	総社市東公民館	〃　〃　一三：三〇～一五：〇〇
	総社市清音公民館別館	〃　十七日　一〇：三〇～一二：〇〇
	総社市山手公民館	〃　〃　一三：三〇～一五：〇〇
	総社市役所西庁舎南側	〃　十八日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　〃　一三：三〇～一五：〇〇
	〃	〃　十九日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　〃　一三：三〇～一五：〇〇
	〃	〃　二十日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　〃　一三：三〇～一五：〇〇